

令和 7 年度
湖西市いじめ問題対策連絡協議会

令和 7 年 10 月 20 日（月）13 時 30 分から
湖西市健康福祉センター3 階 特別会議室

次 第

1. 開会
2. 趣旨説明
3. 委員自己紹介
4. 会長及び副会長の選任
5. 湖西市のいじめの現状といじめ防止対策について
 - ・湖西市教育委員会 学校教育課
 - ・新居小学校
 - ・白須賀中学校
 - ・湖西市こども未来部こども政策課（いじめ防止対策室）
6. 各機関の取組と現状報告
7. その他
8. 閉会

令和7年度 湖西市いじめ問題対策連絡協議会 (2025 (R7). 10. 20) 会議の記録

関係者

【湖西市いじめ問題対策連絡協議会規則第3条第2項の委員】

湖西市立新居小学校長	高須 昌直
湖西市立白須賀中学校長	石 田 隆
静岡県西部児童相談所相談判定課長	松永千花子
静岡地方法務局浜松支局総務課長	一條 典之（欠席）
静岡県警察湖西警察署生活安全課長	岩崎 隆二（欠席）
湖西市教育委員会事務局学校教育課長	黒柳 孝江
湖西市こども未来部長	戸田 昌宏

【事務局】（湖西市こども未来部こども政策課）

課長兼いじめ防止対策室長	長田 裕二
課長代理兼いじめ防止対策室長代理	野口 修平
こども政策係 係長	吉田 真帆
いじめ防止対策係 主任主査	鈴木 祥浩
いじめ防止対策係 主任	野末明日香

【その他】（湖西市教育委員会学校教育課）

学校教育係 主任主査 指導主事	清水 亮二
-----------------	-------

発言等の記録

次第	発言者	発言要旨
1 開会	こども政策課長 (長田)	<開会のあいさつ> <配付資料の確認>
2 趣旨説明	こども政策課長 (長田)	<本協議会の趣旨及び所掌事務等について> 本協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項及び湖西市いじめ防止対策推進条例第13条の規定に基づき設置され開催するもの。 協議会の所掌事務は、湖西市いじめ問題対策連絡協議会規則第2条に規定されているとおり、関係機関等の連携、その他いじめの防止等のための対策を推進するための必要な事項に関し、連絡調整及び協議を行うこと。 簡単に言えば、関係機関の間のハードルを低くして風通しを良くし、現場のあらゆる対策が初動でつまづくことなく円滑に行われるようするために、関係各機関の主要ポストにある方々に共通理解をしてもらう会議であること。 委員任期は、令和9年3月31日までの2年間であることを確認。
3 委員自己紹介	こども政策課長 (長田)	<委員・事務局等自己紹介> <委員の欠席報告> 湖西警察署生活安全課長 欠席 静岡地方法務局総務課長 欠席
4 会長及び副会長の選任	こども政策課長 (長田)	<会長・副会長の選任> (規則第5条第1項の規定により互選) (委員から事務局一任の声) 事務局案として、会長に湖西市こども未来部長の戸田昌宏委員、副会長に湖西市教育委員会事務局学校教育課長の黒柳孝江委員とする案を提案。 (異議なしの声) (承認され、提案のとおり決定。)
	会長 こども未来部長 (戸田委員)	<会長挨拶> 関係機関との連携・共通理解の下、いじめ問題の克服に忌憚のない意見をお願いしたい。

次第	発言者	発言要旨
(確認事項)	会長 こども未来部長 (戸田委員)	本協議会の役割は、関係機関等の連携その他いじめの防止等の対策を推進するための必要な事項について連絡調整を行うことである。個別の事案の協議を行う場ではなく、個人情報等を含んだ内容を話題とすることもないが、連絡調整の中で、特定の地域や学校などが推測できるような場合がある可能性もあるため、その部分が外部に流出してしまわないような記録の調製処理を行った上で会議の記録を公表するという取扱とし、会議も公開では行わないとすることについて承認を求めた。 (異議なしの声) (承認)
5 湖西市のいじめの現状といじめ防止対策について	会長 こども未来部長 (戸田委員) 副会長 教育委員会 学校教育課長 (黒柳委員)	「湖西市のいじめの現状といじめ防止対策」について、教育委員会、小中学校長、事務局から現状について説明・報告を求めた。 教育委員会 <いじめの現状> ○全国的に認知件数は増加傾向にある。法律のいじめの定義に基づきしっかりと対応していくようになったことによると考えられる。 ○令和6年10月から「健康観察システム」を開始、令和7年2月には「いじめアンケート」の試行などによって児童生徒が教員に相談できる機会が増えた。経験値に頼ることなく、これまで以上に教員が児童生徒の実態を把握することが可能になった。 <いじめの未然防止、早期発見、早期対応> ○「いじめ防止のための基本的な方針」の周知 ○「いじめ対策推進協議会」の実施（年2回：各校の生徒指導主事・主任、PTA代表、青少年育成センター長等） ○教員対象の研修会（生徒指導研修会：各校の生徒指導主事・主任、希望者、スクールロイヤーによる研修会：各校の教頭、生徒指導部所属の職員）の実施

次第	発言者	発言要旨
		<市スクールロイヤー活用事業の実施> ①学校・園が抱える生徒指導上の課題に関する法律相談 ②教職員向け「いじめに関する研修」 ③児童生徒向け「いじめ未然防止のための授業」 実施校 鷺津中学校、湖西中学校、岡崎中学校 ※2年間で、全中学校を実施（対象者：中学校1・2年生） <生徒指導相談員の派遣> ○教育学研究専門の大学教授等に生徒指導相談員を委嘱。 ○生徒指導上の大きな問題が生じ、専門的な知見からの助言が必要と判断した場合、生徒指導相談員を派遣。 <児童生徒が安心して生活できる学校、学級づくり> ○人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開のため、発達支持的生徒指導に取り組む。 (例)あいさつ、声掛け、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通した個と集団への働き掛け <「健康観察システム」の活用> ○市長部局のこども政策課の方針のもと、健康観察機能と相談要請機能を活用し、児童生徒の実態把握やいじめの早期発見に努める。 <いじめに関するアンケートのデジタル化> ○令和7年度から「いじめアンケート」を本格実施。1人1台端末を活用して、いじめに関する生活アンケートを実施することで、回答内容を即時的に教職員で共有して早期対応し、いじめの重大化を防ぐ。

次第	発言者	発言要旨
	市立新居小学校長 (高須委員)	＜小学校におけるいじめ対応の現状＞ ○全体的な傾向として、カッとなって発してしまった言動によって、けんかやいじめに発展してしまうことがあり、気持ちを慮ることができずに自覚がないまま相手を傷つけてしまうことが多い。 ○高学年においては、相手の受け取り方を考えずにSNSで発信したことが、自覚がないまま相手を傷つけることになってしまうケースもある。 ○日常的には、細かな違和感を見逃さないように子どもの言動に注意を払いながら、気付いたことは迅速に学年・生徒指導主事などと情報共有して学校として組織的にチームで対応することを考えるようにしている。 ○健康観察ツールを活用して複数の目で確認しながら、気になる反応を示すこどもに声を掛けていくという取組も行うようになった。 ○アンケートの定期実施で結果を共有していく。 ○保護者からの申出にも対応している。 ○どの学校でもいじめ対策委員会を開催し全校で情報共有し、関係機関と連携している。 ○3か月経過の解消案件も継続して定期的に観察している。 ○令和7年度は出前講座（偶数学年）を市のいじめ防止対策室に実施してもらった。「傍観者にならないことの大切さ」を子どもたちはしっかり受け止めたようである。 ○「シンキングエラー（間違った考え）に気付くこと」「相手の気持ちを慮った上で言動を発すること」ができるようにしていくことが必要であると考えている。

次第	発言者	発言要旨
	市立白須賀中学校長 (石田委員)	＜中学校の取組＞ ○人権意識、命の尊厳などが守られて、いじめのない明るく楽しい学校生活を送れることができるようにする目的で、校内の「いじめ防止対策のための基本的な方針」を毎年見直してホームページに掲載している。 ○年間指導計画として、いじめの防止のための職員研修やソーシャルスキルトレーニングに取り組んでいる。特に人権教育では、多様性・個性の尊重・思いやりの心を持って接することができる生徒の育成を目指すことに力を入れ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの様々な場で人権教育を実施。 ○発達支持的生徒指導（あいさつ、声掛け、励まし、賞賛、対話などの指導）を実施することに重点を置いている。 ○いじめを生まないために意識的に指導の中で人間関係づくり、ソーシャルスキルトレーニングをしながらコミュニケーション能力、他者への理解、思いやりの心を持つこと、レジリエンス（困難からの回復力）などについて手探りではあるが悩みながら進めている。 ○課題未然防止教育として学級活動や道徳の時間で、いじめのない集団づくり、居心地の良いクラスづくり・学校づくりという点での話し合いをする時間を設けている。 ○健康観察やアンケートの活用だけでなく、教職員の日頃の観察も重視しながら早期発見に努めている。早期対応が必要な場合には組織的に対応して事実関係の確認を迅速に対応することを心掛けている。 ○いじめ防止対策委員会についても、気になる小さな情報でもあればすぐに立ち上げて事実関係を確認して早期の解決に向けるよう組織的に心掛けてやっている。 ○大きな事案の場合も、スクールロイヤーに相談できる状況にあるのでつなげていく。

次第	発言者	発言要旨
	こども政策課 いじめ防止対策室 (室長代理 野口)	＜市長部局（こども政策課 いじめ防止対策室）の取組＞ ○市長部局の体制整備構築の経緯 ➤令和5年度のいじめ重大事態に係る調査報告書の提出をきっかけに、市長部局内にいじめ防止対策体制の構築に関するプロジェクトチームを発足。 ➤令和6年4月に「いじめ防止対策準備室」を設置 ○いじめ防止対策推進体制 ➤令和6年10月に「湖西市いじめ防止対策推進条例」を施行していじめ専門相談窓口を開設。 ➤啓発活動に重点を置き、いじめの早期発見のための施策を実施することで深刻化の防止を図ることを目的として、中立・公平な立場の相談先として、令和7年度4月から「いじめ防止対策室」をこども政策課内に設置。 ○湖西市いじめ防止対策推進条例 ➤市、学校、保護者、市民、地域、関係機関などの役割を理念として示した、いじめ問題を克服することを目指した条例である。 ○湖西市方式の特色 ➤こども家庭庁と連携し、市長部局による相談から解消まで取り組む体制構築事業に参画 ➤積極的な予防啓発（未然防止）と介入支援 ➤デジタルを活用（健康観察、いじめアンケートのデジタル化及びチャット相談・通報などのデジタル相談の採用）したいじめ防止対策の推進 ○予防（啓発）に注力するいじめ防止対策 ➤出前講座、初期対応（早期発見支援：心とからだの健康観察、いじめデジタルアンケートなど）、介入支援（個別支援、いじめ専門相談員） ○いじめ専門相談窓口（こども政策課、いじめ防止対策室） ➤いじめ相談室（対面） ➤いじめ電話相談 ➤いじめメール相談 ➤チャット相談 ➤いじめ通報ソフト（ネット版） ➤いじめ通報ポスト（郵便版）

次第	発言者	発言要旨
(質疑応答)	会長 こども未来部長 (戸田委員)	Q：放課後児童クラブ向けの出前講座の反応はどうだった？ A：幅広の学年層を対象として一緒にやる場合のやりにくさは感じたが、カードゲームで遊び感覚もあったので概ね真剣にやってくれた。支援員（大人）向けで実施したときは、子どもより盛り上がった。また「なるほど」という感想が多い印象。 (事務局)
	副会長 教育委員会 学校教育課長 (黒柳委員)	Q：すごく真剣に捉えていたので良かったという感想が聞けている。継続的に実施してほしいがどうか。 A：11の小中学校中5校で実施した。教員以外の外部の人が説明することと、カードを使ったゲーム形式で行うのでしっかり取り組んでくれたという印象。できれば継続して定期的プログラムを相談させてもらいたい。 (事務局)

次第	発言者	発言要旨
6 各機関の取組 と現状報告	西部児童相談所 相談判定課長 (松永委員)	＜児童相談所の概要についての説明＞ ○児童相談所は、子どもの権利擁護のために児童福祉に関する業務を行う公的な相談機関で県内に7か所ある。 (県：5、政令市：2) ○児童相談所で受ける相談は、 養護相談（児童虐待相談、その他の相談） 保健相談 障害相談（肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、発達障害） 非行相談（ぐ犯行為等、触法行為等） 育成相談（性格行動、不登校、適性、育児・しつけ） その他の相談 に区分される。 ○知的障害に関する相談が多い。 ○他の県児相に比べ外国人への対応が多い。 ○児童虐待相談は高止まりの傾向である。 ＜児童相談所のいじめ問題への関わり＞ 児童相談所として、いじめがメインテーマとなって関わることはほばない。家庭の相談の内容の中で子どもがいじめられていることの相談に傾聴することで、その心の傷に寄り添うことはあるが、いじめ加害側への連絡や調査は、いじめ加害側からの相談がなければできない。難しい。 親からの虐待被害の子どもに関わる中で、親の行動が正しいものとして、同じような行動を後輩などにしてしまうという、いじめの加害事案として現れて来るようなケースはある。 また、発達障害の案件に関わる中で、からかいの対象になりやすかったりするということから、いじめ被害者になるようなケースはあった。 湖西市は市長部局と学校という2か所でいじめに関する近くからの見守りをしており、たいへん細やかな啓発活動や観察により見守られているというお話を聞き、子どもの近くにいる場所での機能が充実し、多くの子どもたちがひどい状況にならずに救われると思うので、今後も期待をしていきたいと思った。

次第	発言者	発言要旨
(質疑応答)	副会長 教育委員会 学校教育課長 (黒柳委員)	Q：保護者から児相に直接いじめの相談が入った時でも、いじめた側からの相談もなければ対応は難しいとのことだが、実際に相談が入った時には、別の相談先を伝えるのか？ A：まだ、学校にも相談されていない状況の時には、まずは学校に、という説明をさせていただくことが多い。湖西市は学校にも市長部局にも相談できる所があると聞いたので、もし児相にそういう相談があった時には案内させていただくこともある。 (西部児童相談所相談判定課長 松永委員)
7 その他	事務局	＜その他、事務局から確認等＞ ○会議録について ➤会議内容の要点を記録したものを調整して会議の記録として保存・公表する。 ○開催時期について ➤年1回の開催を基本とし、年度のできるだけ早い時期（できれば7月まで）に開催したいと考えている。 ○開催日程の決定について ➤調整の段階で全員の出席可能日が無い事態となった場合は、最多数の委員が出席できる日を開催日とすること。 ○代理出席について ➤欠席委員があった場合でもその委員の属する機関からの情報共有のための伝達事項や説明等の必要がある場合には、「委員でない者」が出席して代わりに説明できるとされる「湖西市いじめ問題対策連絡協議会規則」第6条第3項の規定によって委員の欠席のデメリットを補完して会議の意義が希薄にならない運営をすること。 (委員全員異議なしで了承)
8 閉会	会長 こども未来部長 (戸田委員)	本日の意見交換・情報交換の内容を参考にしながら、いじめ問題に関する連携をお願いし、令和7年度湖西市いじめ問題対策連絡協議会を閉会した。